

社会福祉施設の長 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 8 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に係る
高齢者施設等の整備計画について（照会）

平素より本県の高齢者福祉行政の推進につきまして格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、本県の令和 8 年度当初予算編成にあたり、高齢者施設等の整備計画について照会させていただきます。

つきましては、当該補助金の活用を希望される場合は、下記により書類の提出をお願いします。
なお、中核市（長野市、松本市）所在の施設は、本照会対象から除きますので申し添えます。

記

1 補助対象事業

(1) 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進するもの。

(2) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進するもの（ただし、社会福祉連携推進法人制度により設立された社会福祉連携推進法人の社員として参画した法人の施設等に限る）。

(3) 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進するもの。

(4) 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進し、また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進するもの。

2 補助対象等について

別添「交付要綱」、「実施要綱」、「08（参考 1-4）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」及び「補助対象に係る考え方」などを確認いただき、補助要件に合致するかどうかの見極めをお願いします。

3 提出書類

- ・別添「整備計画一覧表」
- ・仕様書、製品カタログ等（改修内容がわかるもの）
- ・平面図、位置図、写真等（現状及び改修箇所がわかるもの）
- ・施設整備に係る見積書（2者以上*）
 - ※ 工事業者とは別の業者に設計監督を委託し、当該設計監督料について補助対象経費に含める場合には、工事業者の見積もり2者以上に加えて、設計監督を委託する業者の見積もりも2者以上必要です。
- ・その他必要な書類（以下に該当する場合には、対応する書類を提出してください。）
 - 水害対策強化事業を希望する場合
 - ・水害等の発生が懸念される地域*（災害レッドゾーン・イエローゾーン）に所在することがわかる書類（ハザードマップ等）。
 - ※ 「10(参考3)高齢者施設等の水害対策強化事業」を参照。
 - 併設施設がある等の理由により、面積按分によって補助対象経費を求める必要がある場合や、補助対象外経費が含まれる場合
 - ・【別紙】県参考様式 一式

4 提出方法

介護支援課 施設係（担当：高地）あて電子メール（kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp）

また、受信漏れ防止のため、メール送信に併せて、その旨お電話願います（TEL 026-235-7113）。

5 提出期限

令和7年8月12日（火）17時まで 【期限厳守】

6 留意事項

- (1) 本照会は、令和8年度の予算編成に係る要望調査であり、国及び県の予算の関係上、補助を確約するものではありません。また、上記「1 補助対象事業」のメニューは次年度において変更となる可能性があります。以上のことをご理解の上、提出願います。
- (2) ブロック塀等について、安全点検の結果、安全性に問題があった場合には、自治体や関係団体等と連携のうえ、利用者や周辺住民の方に対して該当のブロック塀に近づかないよう注意喚起を行うなど、必要な安全対策を講じていただくようお願いします。
- (3) 今回の照会対象施設は、県交付要綱別表に記載のとおりです。ただし、中核市（長野市、松本市）に所在する施設は除きます。

（問合せ先）

担 当 介護支援課施設係 池田、高地
電 話 026-235-7113(直通)
F A X 026-235-7394
E-mail kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp